

第16回 番組審議会議事録

日程 令和2年7月29日 午後3時～
会場 花火伝統文化継承資料館
「はなび・アム」2階大研修室C

- ・出席委員 一色 浩 委員長
石川 穰 委員
加藤 正則 委員
佐々木進永 委員
杉沢千恵子 委員
富樫 真司 委員
- ・欠席委員 樫尾 典子 委員

- ・会社 賢木 新悦 社長
福原 尚虎 放送局長
根田 朋子 事務局
藤田 浩士 サポート
進藤 久

審議事項

(1) FMはなび「放送番組の編集の基準」の変更について

- ・開局以来、手つかずだった基準について、文言の訂正と(5)⑧ 娯楽番組に懸賞募集についてを追記した。具体的な懸賞・景品の提供を行う場合は、大仙市内に居住する聴取者に限定する等の番組基準を設け、実績を審議会に報告することとした。
- ・基本方針の4項について「児童及び青少年に与える影響を考慮した番組づくり」と改める意見がでて、承認された。
- ・具体的な放送番組の基準(3)生活情報に、防災関連の情報について記述すべきという意見があり、「生活の安全・安心に関する各種の情報」と表記すべきとした。

○ 改正した「放送番組の編集の基準」は次のとおりとした。

放送番組の編集の基準

1 当社は、地域の公共の福祉、文化の向上、産業と経済の繁栄に役立ち、平和な地域社会の実現に寄与することを使命とし、これに基づき、民主主義の精神にしがた、基本的人権と世論を尊び、言論及び表現の自由を守り、法と秩序を尊重して地域社会の信頼にこたえる。

このために、放送番組の編集にあたっては、次の点を重視するほか、日本民間放送連盟が定める「放送基準」を準用し、この基準を遵守することを基本方針とする。

1. 正確で迅速な報道
2. 健全な娯楽
3. 教育・教養の進展
4. 児童及び青少年に与える影響を考慮した番組づくり
5. 節度を守り、真実を伝える広告

2 番組審議会の意見を尊重し、番組内容の適正化を図る。また、一般聴取者の意見、要望を把握し番組に反映させる。

3 具体的な放送番組の基準は以下のとおりとする。

(1) 報道番組

報道番組とは、市民社会にとって重要な、あるいは興味と関心のあるできごとや動きを速報し、または解説する番組をいう。

- ① 地域のニュースは、事実を客観的かつ正確、公平に取り扱う。
- ② 災害に関する情報は、正確かつ速やかに報道する。
- ③ ニュースの表現は残虐、悲惨などの感情を極端に刺激しないように注意する。
- ④ ニュースは、不当に宣伝に利用されないように注意する。
- ⑤ ニュースの誤報は速やかに取り消し、又は訂正する。

(2) 行政情報

行政情報とは、市役所から住民あるいは地域産業への告知、市議会に関する情報、その他行政機関からの告知広報に関する情報を取り扱う番組をいう。

- ① 行政告知に関する情報や議会に関する情報は、市民生活に対する影響を考慮して、正確な報道を行う。
- ② 情報の周知を高めるため、繰り返して報道するよう留意する。

(3) 生活情報

生活情報とは、地域住民の生活の利便を図る目的をもって、天気情報、道路交

通情報、病院医療等の案内、あるいは生活の安全・安心に関する各種の情報を取り扱い、円満健全な市民生活に寄与する番組をいう。

- ① 番組で取り扱う情報は、事前に確認する等して正確を期する。
- ② 社会に悪影響を及ぼす可能性のある情報は、安易に報道しないよう注意する。
- ③ ラジオ放送の特性を生かして、情報提供の効果の発揮に務める。
- ④ それぞれの聴取対象にあった情報の提供に留意する。

(4) タウン情報

タウン情報とは、地域文化等の情報発信を図る目的をもって、各種の催し物の案内、各種施設の利用案内、歴史文化の案内等を取り扱う番組をいう。

- ① 情報の提供は、大仙市民の地域文化の発展に寄与するのみならず、大仙市を訪れる方々にも十分な内容になるよう配慮する。

(5) 娯楽番組

娯楽番組とは、音楽や各種の話題等の健全な慰安を提供して生活内容を豊かにする番組をいう。

- ① 不快な感じを抱かせるような下品、卑猥な表現や言葉は使わない。
- ② 不具、疾病、白痴など、肉体的な欠陥に触れなければならないときには、同じ欠陥に悩む人々の感情を刺激しないように注意する。
- ③ 殺人、拷問、暴力等の残虐行為、その他肉体的、精神的苦痛を誇大に刺激的に表現しない。
- ④ 婦人及び児童の虐待又は人身売買を是認するような表現又はその詳細な描写は避ける。
- ⑤ 麻薬及び覚醒剤の使用に関する表現は、原則として避ける。
- ⑥ 性心理に関する描写又は表現は、性に未熟な聴取者を考慮して原則的には取り扱わない。
- ⑦ 地域住民の番組参加番組については参加の機会を平等にし、広く聴取者一般に及ぶように務める。
- ⑧ 懸賞募集では、その条件を明確にし、公平に取り扱う。

(6) 広告放送

広告放送とは、商業文の放送、あるいはスポットアナウンスによる商業告知をいう。

- ① 広告放送は、広告放送であることを明らかにする。
- ② 広告放送は、広告主の名称、商品、商標などを明らかにする。
- ③ 広告放送は全て真実を伝え、誠実を守ると共に関係法令に従い、責任を負い得るものとする。

(2) FMはなび「放送番組の編集に関する基本計画」の変更について

- ・基本計画については、(番組の種類) 2. からそれぞれの番組から割合数値を割愛し、(定時番組の編成方針に、「特に花火のまちだいせんをPRするため、花火に関する情報を収集し、その情報を基に花火に関する番組を編集し、花火の情報を発信するよう努める。」)を追記した。
- ・放送番組の編集に関する基本計画についても、開局時に東北総合通信局の指導のもと、地域に根ざしたコミュニティFM局の開局を使命として、全体の5割は独自性の番組編成を目標にしようとした経緯があったと富樫委員から報告があった。目標数値に変更があった場合、常に基本計画の変更をこの審議会に諮る必要があり、実態にそぐわないと感じていた。改正に賛成である。
- ・「花火のまちだいせん」について、「花火のまちおおまがり」とすべきという意見があったが、今は、毎月のように大仙市内のあちこちの地域で、花火が打ち上げられているので、「花火のまちだいせん」とされた。

○ 改正した「放送番組の編集に関する基本計画」は次のとおりとした。

放送番組の編集に関する基本計画

放送番組の編集にあたっては、放送法及び「放送番組の編集の基準」を基本として、生活・文化の向上に役立つことを目的に、ニュース、生活情報、行政情報など、地域に密着したきめ細かい情報を中心に、市民参加・娯楽等のタウン情報を組み合わせ、調和のとれた編集を行い、番組を通じて地域の活性化、文化の振興、並びに地域社会の福祉の増進に寄与することを目指す。

番組を企画、制作、編成するにあたっては、次の基本計画によるものとする。

(放送時間)

1. 定期的な番組の編成は、原則として24時間放送を行う。臨時の番組については、その都度必要に応じて適宜編成する。

(番組の種類)

2. 放送番組は、番組の種類別内容を次にあげるものを基準とし、各番組相互間の調和と適正を保つものとする。

(1) 報道番組

報道番組は、放送の特性を生かした適切な報道が行えるよう配慮し、一般ニュースや地域ニュースなどを、公正の立場で適宜編成する。

(2) 行政情報番組

市の行事予定、市の各部署からのお知らせなど、市の広報部門と連絡を取り、市民生活に必要な行政情報を提供できる編成を行う。

(3) 生活情報番組

天気予報、道路情報、営農情報、経済情報など、市民生活に密着した情報を十分に提供できるよう配慮して編成を行う。

(4) 観光情報番組

市民が自身の力で、自らの能力を発揮し、表現する場を常に公平に提供できるように配慮して編成を行う。

文化施設の催し物、地域文化紹介、地元の文化財産や、学校の放送部が関わって制作できる番組など、地域文化の向上を目指した内容の編成を行う。

(5) 娯楽番組

聴取者層と放送時間帯を考慮し、番組の資質向上に留意しながら明るく健康的で楽しい内容の編成を行う。

(6) 補完番組

24時間運行の場合は補完番組としてミュージックバードを予定している。

(7) 広告番組

日本民間放送連盟の広告基準に拠って取り扱うこととし、より広範囲な広告主が利用できるように配慮するとともに、聴取者の生活をより豊かにできるような内容をもって編成する。

(番組の配列)

3. 番組の編成にあたっては、すべての番組をそれぞれの性格に応じて地域社会の聴取対象および生活時間を考慮し、各番組相互間の調和と適正を保つよう努める。

(定時番組の編成方針)

4. 大仙市民の多様なニーズにきめ細かく応えるために、生活情報、文化情報など、地域社会に密着した身近な情報提供を基調とし、温かく豊かな市民の連帯を深めるため、常に市民の積極的な情報発信、番組参加を促し、手助けすることを意識した放送番組を編成する。特に花火のまちだいせんをPRするため、花火に関する情報を収集し、その情報を基に花火に関する番組を編集し、花火の情報を発信するよう努める。

変更になった「放送番組の編成の基準」及び「放送番組の編集に関する基本計画」は、賢木社長に答申し、第16回番組審議会の議事録として、自社ホームページへ直ちに搭載し、公表するものとする。

次回開催予定日 日 時 令和2年9月9日（水）午後3時
会 場 ペアール 3階 教養室（2）

閉 会